コトパンジャン・ダム裁判上告審の公正判決要求署名へのご賛同のお願い

2013年5月3日

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会

日頃のご活躍に敬意を表します。

インドネシア・スマトラ島において、日本の 0DA312 億円で建設されたコトパンジャン・ダムによって被害を被った住民約 8396 名が、2002 年 9 月に日本政府や JICA、東電設計を相手取り、原状回復(ダム撤去)と一人 500 万円の損害賠償を求めて訴訟を提起してから 10 年以上が経過しました。

この裁判は、日本で初めての ODA を裁く裁判として注目を集めてきました。そして、1 審においては、2006年文書提出命令裁判で、「機密文書」とされた東電設計が所有する受注契約書、ダム建設の進捗状況報告書、プロジェクト完成報告書の提出命令を勝ち取ることができました。そして、原告及び代理人弁護団はこの文書の中で明らかとなった被告日本側、とりわけ東電設計のダム建設にかかる関与と責任を追及してきました。

裁判において原告側は、被告 JBIC が作成した非公開資料: SAPS (援助効果促進調査報告書)を独自に入手して、そこに記載されている強制移住・被害の実態を分析しつつ、弁護団による現地調査や原告住民・インドネシアの学者らの証言等から得られた事実からもダム被害を明らかにしてきました。そして、法的には借款契約 (融資3条件)に移転同意、補償同意を住民個別に取ることを求めた記載があることや、ダムへの湛水過程において被告に注意義務違反などの法的責任が有ることを証明してきました。

また、2006 年 8 月に参議院 0DA 特別委員会の与野党 5 名の国会議員が現地入りした際、ダムサイトに原告住民約 500 名が集まり、直接の要請行動を行い、ダム被害の解決を訴えてきました。

しかるに、2009 年 9 月 10 日、東京地裁は、「棄却・却下する」との不当判決を下しました。これは、被害 事実にすら一言も触れない、被告の言い分だけを丸飲みした国策判決とも言うべき酷い内容でした。

控訴審においては、ダム被害の事実を一層具体的に明らかにするために、SAPS の徹底した分析に併せて現地調査に基づいて、現在も続いている被害(アスベスト屋根の移転住居、貧困のために売却が進むゴム園等)を明らかにする書面を提出してきました。口頭弁論では、「移転前の生活がわからないと比較できない」との東京高裁裁判長の要求に従い、原告等からの移転前の生活状況を書面として提出し、原告住民の証言も実現してきました。しかし、2012 年 12 月 26 日、東京高裁は、このように被害者住民から証言させながらも被害事実の認定を行わず、法律論だけで棄却したのです。

原告は、この高裁判決を不服として 2013 年 1 月上告しましたが、約 6800 万円の訴訟費用を支払うことが困難なため、損害賠償額を一人 1 万円に減額することになりました。これは、甚大なダム被害の賠償として全く不十分ですが、原告全員で最後まで闘うという選択が被害住民の決定した結論でした。

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会では、こうした経緯に鑑み、上告審において最高裁判所が 公正な判決を下すことを要求する署名に取り組んでおります。

皆様におかれましては、この公正判決要求署名についてのご賛同をお願いしたいと思います。なお、ご賛同いただける場合には会のホームページ等で公表させていただきます。ご多用とは存じますが何卒よろしくお願いいたします。なお、御回答につきましては、同封のハガキにて返送していただければ幸いです。当方の都合で申し訳ありませんが、一応5月末を期限とさせていただきます。よろしくお願いします。

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会 〒162-0815 東京都新宿区筑土八幡町 2-21-301

連絡先:電話【東京】 090-8442-1275[斎藤]、090-8455-5352[山口]

【大阪】 090-9613-2861[遠山]、090-8382-9487[三ツ林]

メール: ktoyama@plum.ocn.ne.jp (事務局長・遠山)、info@kotopan.jp (担当:斎藤)